

令和元年度第2回 事業評価監視委員会審議案件一覧

事業区分	事業名		事業採択年度	前回評価年度	再評価理由(事後評価)		特に重点的な審議を要する案件 事務局(案)							備考
								(a)	(b)	(c)	(d)	(e)	重点の理由	
道路	1	一般国道357号 湾岸千葉地区改良(蘇我地区)	H29	—	①	—	一括	—	—	—	—	—	—	
	2	一般国道464号 北千葉道路	H17	H28	④	—	一括	—	—	—	—	—	—	
	3	一般国道357号 東京湾岸道路(千葉県区間)	S45	H28	④	—	一括	—	—	—	—	—	—	
	4	中部横断自動車道 富沢～六郷	H17	H30	⑤	推定事業費が増加し、現時点で評価する必要が生じたため	重点			○			脆い地山への対策の実施により推定事業費が顕著に増加するため	
河川	5	久慈川直轄河川改修事業	H24	H29	⑤	河川整備計画が策定されたため	重点	○					河川整備計画が策定されたため	
	6	多摩川総合水系環境整備事業	H13	H27	⑤	推定事業費が増加し、現時点で評価する必要が生じたため	重点			○			水辺整備の整備箇所追加等に伴い推定事業費が顕著に増加するため	
港湾空港	7	横浜港大黒ふ頭地区ふ頭再編改良事業	H28	—	⑤	事業期間の変更があり、現時点で評価する必要が生じたため	一括	—	—	—	—	—	—	
	8	茨城港常陸那珂港区国際物流ターミナル整備事業	H27	H30	⑤	計画変更により推定事業費が増加し、現時点で評価する必要が生じたため	重点			○			計画変更により推定事業費が増大する見込みのため	

◆再評価理由

- ①:事業採択後3年間が経過した時点で未着工の事業
- ②:事業採択後5年間が経過した時点で継続中の事業
- ③:準備・計画段階で3年間が経過している事業
- ④:再評価実施後5年間が経過している事業
(経過措置で、審議件数を平準化するために実施)
- ⑤:社会情勢の急激な変化、技術革新等により再評価の実施の必要が生じた事業

◆重点審議案件の選定

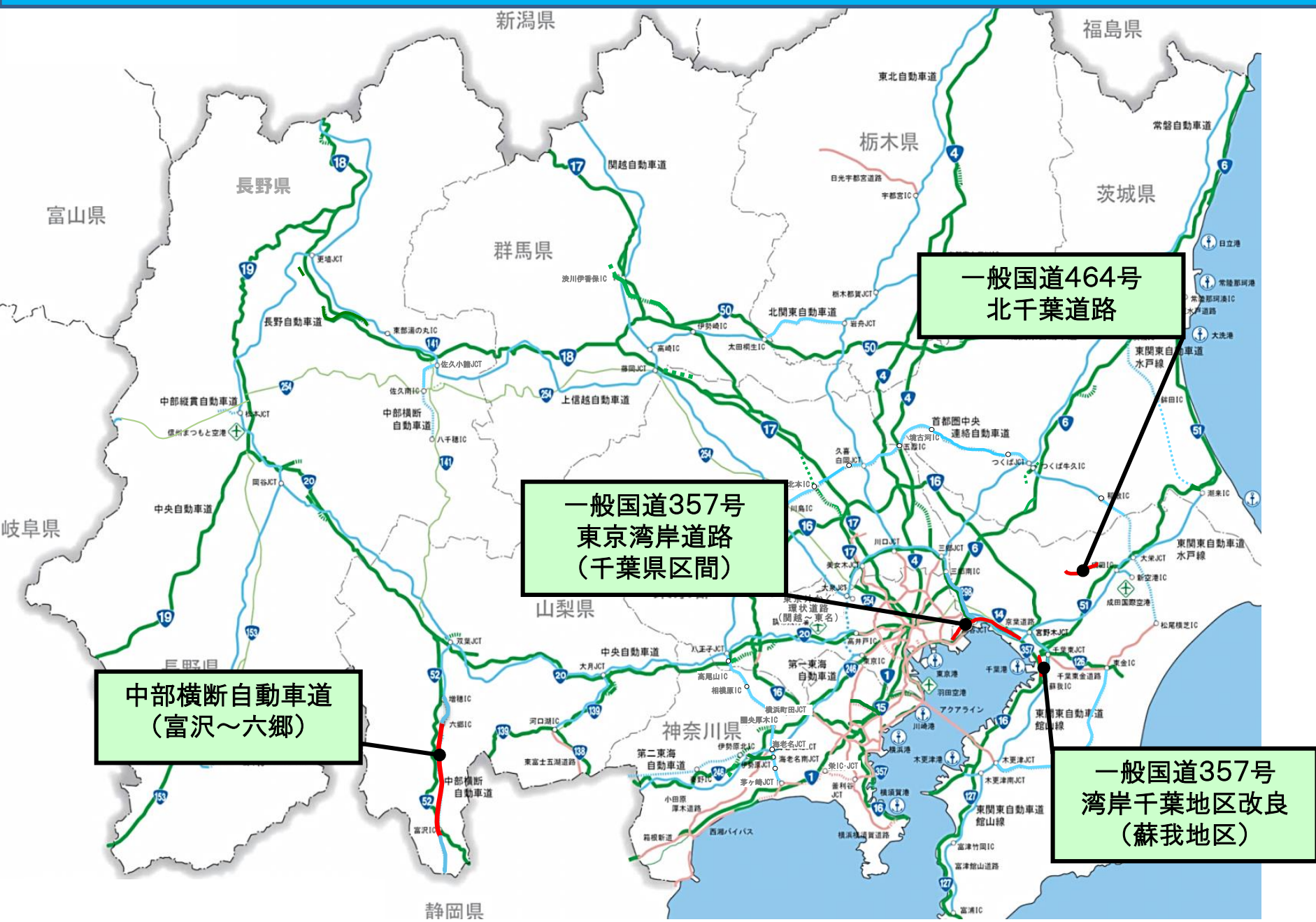
- (a)事業計画が顕著に変更された事業
- (b)推定便益が顕著に減少する事業
- (c)推定事業費が顕著に増加する事業
- (d)事業の進捗予定が顕著に遅れている事業
- (e)その他の要因

審議件数(再評価) 8件

◆一括審議案件の選定

前回の評価時から事業の計画や事業費、進捗状況等に大きな変化が生じていない事業(要因の変化が軽微)は、一括審議として扱う。ただし、委員からリクエストがあった場合は、重点審議案件として扱う。

道路事業位置図



第2回事業評価監視委員会 河川事業位置図



第2回事業評価監視委員会 港湾事業位置図

